

令和９年度以降の奈良県庁本庁舎６階食事提供事業について、公募型プロポーザル方式により事業予定者を選定するので、次のとおり公告する。

令和８年１０月５日

奈良県知事 山下 真

１．事業概要

（１）事業名

奈良県庁舎食事提供事業

（２）業務内容

奈良県庁本庁舎６階における食事提供事業に関する一切の業務

（３）契約及び根拠

事業予定者は、地方自治法第２３８条の４第２項及び奈良県公有財産規則第２０条の２に基づく行政財産の貸付により、本事業を実施するものとする。また、県との間で本事業の実施に関する基本協定書を締結した上で、借地借家法第３８条に基づく定期建物賃貸借契約を締結するものとする。

（４）貸付期間

使用を開始する日から３年間とする。定期建物賃貸借契約のため契約の更新は行わない。ただし運営実績を踏まえ、県と事業者との協議により、両者の合意が得られた場合は、最大２年間の再契約を可能とする。事業準備期間及び撤去期間は、貸付期間に含むものとする。

（５）貸付料

奈良県行政財産使用料条例により算定。令和８年度の年額１９，５００円／㎡。ただし、経済情勢の変化又は法令の改定等により、貸付料の額が変動することがある。

厨房等の面積 約１６５㎡。

内訳は、厨房（事務室、更衣室含む）約１６３．１３㎡。食券機、プリペイドカード発券機、自動販売機等の設置場所約２．３７㎡。なお、事業実施面積は、県と事業予定者との協議により決定するものとする。

使用した電気、上下水道等の光熱水費は、個別メーターで計測した使用量に基づき、別途事業者に請求する。

（６）事業に関する主な条件

公募要領に示すところによる。

２．応募資格

応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人とする。

- ① 県庁舎内における食事提供事業の基本的な考え方を理解し、本事業の実施に意欲を有する者であること。
- ② 良質な食事及び優良なサービスを提供できる能力を有する者であること。

- ③ 令和８年１０月５日現在、１店舗当たりの客席数が１００席以上の食堂を現に運営しておりかつ、同日から遡って５年以上継続して運営している実績を有すること。
- ④ 令和８年１０月５日現在までの過去１年間に、食品衛生法に基づく営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- ⑤ 本事業の実施に当たり、資格又は免許を必要とする業務について、当該資格又は免許を有する者を従事させることができること。
- ⑥ 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑧ 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号から第６号までの規程に該当する物のほか、次のアからクまでのいずれかに該当する者
 - ア 暴力又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人
 - イ 役員等が、暴力団員であると認められる法人その他の団体又は個人※役員等とは、「法人にあっては役員（非常勤であるものを含む。）」及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者」をいう。
 - ウ 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - エ 役員等が、その属する法人その他の団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる法人その他の団体又は個人
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人その他の団体又は個人
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用していると認められる法人その他の団体又は個人
 - ク 役員等が、前記⑨に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人その他の団体又は個人
- ⑩ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑪ 銀行取引停止処分を受けておらず、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑫ 役員に、法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者がいる法人でないこと。
- ⑬ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

3. 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出及び問い合わせ先） 奈良県総務部管財課管理係
〒630—8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎1階
電話 0742—27—8406 FAX 0742—22—7431
メール kanzai@office.pref.nara.lg.jp
- (2) 奈良県庁舎食事提供事業者公募要領、別紙、各様式は、令和8年10月5日から令和8年11月16日まで、奈良県管財課ホームページに掲載する。
ホームページ URL
(<https://www.pref.nara.lg.jp/shigoto/nyuusatsu/oshirase/shisetsu/index.html>)
なお、郵送による配布は行わない。
- (3) 質問の受付
公募要領に示すところによる。
- (4) 現地説明会
公募要領に示すところによる。
- (5) 企画提案書等の提出
公募要領に示すところによる。

4. 事業予定者の選定等について

公募要領に示すところによる。

5. 事業予定者や貸付の取消について

応募者又は企画提案者が、次のいずれかに該当した場合は、事業予定者や貸付の取消とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- ② 事業予定者の資金事情の変化等により、食事提供事業の運営が困難であると県が判断したとき。
- ③ 食事提供事業の条件に違反していることが判明したとき。
- ④ 「2. 応募資格」に定める資格を満たしていないことが判明したとき。
- ⑤ 提案内容と実施予定の事業内容に重大な齟齬があると認められるとき。
- ⑥ その他、県が事業予定者として不適当と認めたとき
- ⑦ 県において公用又は公共用に供するため、貸付物件を必要とするとき。

6. その他

- (1) 本件事業への応募及び企画提案に係る一切の費用は、応募者及び企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募申請書、企画提案書その他の書類は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出は、1社1提案に限るものとする。

- (4) 提出された企画提案書は、本公募における事業予定者の選定目的以外には使用しないものとし、原則として非公開とする。
- (5) 本事業の詳細は、奈良県管財課ホームページに掲載する「奈良県庁舎食事提供事業者公募要領」及び関係資料に定めるところによる。